

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		法令番号	平成14年法律第88号		
手続名	狩猟免許の失効		根拠条項	第87条		
処分基準	<p>【狩猟免許が失効する場合】(鳥獣保護法第87条)</p> <p>狩猟免許を受けた者が、鳥獣保護法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたとき</p> <p>「刑に処せられたとき」とは、刑が確定したとき</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課	目次	63